

(仮称) 箕面市立西南生涯学習センター

樹木管理業務委託仕様書

(仮称) 箕面市立西南生涯学習センター樹木管理業務委託仕様書

本仕様書は、(仮称) 箕面市立西南生涯学習センターの樹木管理の業務委託内容の概要を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

所 在 地：箕面市瀬川三丁目2番5号
施 設 名：(仮称) 箕面市立西南生涯学習センター
建物の構造：鉄骨造（地上3階）

2. 一般事項

(1) 委託業務実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について、甲の認める様式により、計画書を作成のうえ遅滞なく提出すること。

(2) 研修の実施

- ① 人権研修及び接遇研修を実施し、その報告を行うこと。
- ② 業務毎の研修を随時実施し、技術・知識等の維持向上に努めること。
- ③ 業務開始から支障なく従事できるよう、甲の許可した日時において、本契約の業務範囲内に限り、事前研修を受け入れる。

ただし、人件費を含む研修費用については、全て乙の負担とする。

(3) 作業従事者の名札、服装について

- ① すべての作業従事者は、名札を着用すること。
- ② すべての作業従事者は、市民に接することから、身だしなみは、清潔感を与えるよう十分な配慮をすること。

3. 業務内容

対象面積：約230㎡

高木：24本

中木：24本

低木：266本

敷地内植木の剪定及び付随業務一式（1回／年 第4四半期）

なお、成果品として、作業現場の写真を提出すること。

○特記事項

- ① 残滓は、随時乙において処分すること。処分にかかる費用は乙の負担とする。
- ② 剪定の程度・方法は、時期をはずさぬように実施し、一層美観を高めると

ともに、その樹木の持ち味を生かし、その後の育成が良好となるようにすること。

- ③ 業務に必要な器具類や消耗品等は、その一切を乙の負担とする。なお、使用器財については、J I S規格等の製品を使用すること。